

別紙

閣下第五六號

起

昭和十八年三月五日

閣議

決定昭和十八年三月五日

施行

昭和

年

月

日

内閣總理大臣



内閣書記官長

五

内閣書記官



外務大臣

由

海軍大臣

内務大臣

秀

司法大臣

大藏大臣

興

文部大臣

陸軍大臣

農林大臣

勳

商工大臣

五

大東亞大臣

秀

遞信大臣

五

鈴木國太郎



鐵道大臣

秀

寺澤國太郎

秀

厚生大臣

秀

銅像等、非常回收實施要綱
右閣議ニ供ス

通牒案

昭和十八年 三月 五日

内閣書記官長

各省大臣

企畫院總裁

情報局總裁

宛（各通）

技術院總裁

會計検査院長

銅像等、非常回收實施要綱本日別紙

ノ通閣議決定相成候條命ニ依リ通牒ニ
及ビ候



銅像等、非常回收實施要綱（案）

一八三
五
企畫院

逼迫セル銅、需給狀況ニ鑑ミ凡有、施策ヲ講ジ供給力、増加チ圖ル、
要緊切ナル處之ガ一方策トシテ此際既設及製作中、モノヲ問ハズ銅像
等、非常回收ヲ即時斷行スルモノトシ併セテ本措置ニ依リ戰爭完遂ニ
對スル國民ノ士氣ヲ一層鞏固ニシ以テ決戰體制、確立ニ資セントス

要領

第一 回收、對象

一、回收、對象ハ銅像（胸像ヲ含ム）及銅碑トス

但シ左ニ掲グルモノ、ハ之ヲ除ク

(イ) 皇室、皇族、王族ニ關スルモノ、及神像

(ロ) 佛像等ニシテ直接信仰ノ對象トナリ又ハ禮拜ノ用ニ供スルモノ

(ハ) 國寶又ハ重要美術品ノ指定アルモノ

(ニ) 特ニ國民崇敬ノ中心タルモノ

ニ 第一項但書ニ依ルモノノ認定ハ別途中央ノ委員會（商工省ニ之ヲ置ク）ニ於テ之ヲ行ヒ、其ノ重要ナルモノニ付テハ閣議ノ採定

ヲ經ルコト

第二 實施方法

一、官廳及公共團體所屬物件ニ付テハ各中央官廳ノ責任ニ於テ實施細目ヲ定メ之ヲ所管官公署ニ示達ノ上實施スルコト

民間所屬物件ニ在リテハ商工省ニ於テ細目ヲ定メ地方廳ニ示達ノ上之ガ實施ヲ圖ルコト

ニ 回收物件ノ處理ハ左記ニ依ルコト

(イ) 物件中容易ニ撤去解體シ得ルモノハ撤去解體ノ上回收機關ニ

引渡スコト

(ロ) 撤去ニ相當ノ勞力ヲ必要トスルモノハ回收機關ヲシテ之ヲ撤去シ現場ニ於テ解體ノ上回收セシムルコト

(ハ) 胸像類ニシテ其ノ儘秤量竝ニ運搬シ得ルモノハ原則トシテ現場ニ於テ解體セザルモノトスルコト

(ニ) 撤去ニ付テハ特ニ鄭重ヲ期スルノ要アルベキヲ以テ必要ニ依リ青年團其ノ他ノ勞力奉仕ヲ得ル如ク措置スルコト

(ホ) 撤去及解體ニ要スル費用ハ之ガ一定ノ基準ヲ定メ補償ノ方途

ヲ議ズルコト

ㄨ 回收機關ハ輸送機關ト常時緊密ナル連絡ヲ保持シ集荷ノ迅速適確ヲ期スルコト

第三 其ノ他

一、本件實施ニ當リテハ政府ニ於テ積極的ニ啓發宣傳ヲ爲シ之ガ重要性ヲ廣ク認識セシムルト共ニ飽迄愛國心ノ發露ニ依ル如ク措置スルコト

二、受納シタル銅像ノ跡ハ適當ノ方法ヲ以テ標示シ且銅像ハ寫眞撮

影ヲ爲シ之ヲ遊就館其、他ニ保存スル等、措置ヲ講ズルコト
尙特殊ノ銅像ト雖モ原型ノ型取リ、爲回收ノ遅延ヲ招來セシメザ
ル如ク措置スルコト

三 各中央官廳ハ本件實施ニ關スル措置ヲ速ニ企畫院ニ通報スルコト

第四 外地ニ於テモ本要綱ニ準ジ實施ノ齋一ヲ期スルモノトシ、之ガ
具體的決定事項ヲ企畫院ニ通報スルコト

備考

資源回收本部設立ノ場合ハ同本部ニ於テ本件回收ヲ繼承シ一元的ニ
之ガ實施ニ當ルモノトス

別紙企畫院總裁上申

閣下第二〇號

昭和十八年一月五日

昭和十八年一月五日

昭和十八年三月十一日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

外務大臣

海軍大臣

商工大臣

大東亞大臣

内務大臣

司法大臣

遞信大臣

陸軍大臣

大藏大臣

農林大臣

鐵道大臣

厚生大臣

陸軍大臣

農林大臣

厚生大臣

魚

八

五

五

春

以

五

五

興

以

五

五

五

五

五

